



快適で安全・安心な通行のために

自転車通行空間

の整備を進めています

問合せ 土木課 ☎ 983・2637



▲詳細はこちら

三島市では、駅などを中心に、通勤・通学での自転車利用が多く見られます。自動車・自転車・歩行者の安全・安心な通行を守るため、市では、「自転車通行空間」の整備を進めています。

「自転車通行空間」とは

自転車通行空間とは、道路内における自転車が通行する部分のことです。市では、令和2年6月に「三島市自転車通行空間ネットワーク整備計画」を策定し、「自転車道」、「自転車専用通行帯」、「車道混在」の3種類から道路幅などに応じて整備を進めています。

自転車専用通行帯



地図中②

道路標識や道路標示によって視覚的に車道と分離した自転車専用の通行帯です。自転車はその部分を走りましょう。

車道混在



地図中③

車道の左側端に自転車マークや矢羽根などの路面表示によって、通行位置や進行方向が示されています。自転車は矢羽根の向きに沿って車道の左側を走りましょう。



自転車道



市内整備中 (地図中①)

えんせき 縁石や柵などで、構造的に車道や歩道と分けられています。自転車は、必ずその部分を走りましょう。

守ろう！自転車のルール

ヘッドホン(※)や携帯電話、傘を使用しながらの運転は、危険なため禁止されています。

ルールやマナーを再確認しましょう！

市HP

※安全な運転に必要な交通に関する音や声が聞こえない状態の場合

自転車が歩道を通行できる場合

自転車は原則車道の左側端の通行が定められていますが、下記の場合は例外的に歩道の通行が可能です。歩道を通行する際には、すぐに停まれる速度で車道寄りを通り、歩行者を優先した運転を心がけましょう。

- ・標識(「自転車及び歩行者専用」など)や表示で歩道走行を許可している場合
- ・子どもや高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転している場合
- ・道路工事、駐車車両があるなどの理由から車道通行が危険な場合

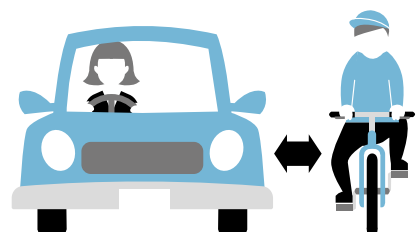


▲「自転車及び歩行者専用」の標識

自動車を運転する皆さんへ

自転車と、車道空間を安全・安心に共有するため、相互理解にご協力をお願いします。

自転車の通行スペースをなるべく空け、追い越す際の幅を確保する、速度を抑える、路上駐車を控えるなど、思いやりのある運転をお願いします。



※新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、掲載した事業を中止・延期
または内容変更する場合があります。(最新情報は市ホームページでご確認ください。)

情報

支払いが困難なときはご利用ください
国民年金保険料の免除制度

「失業した」「所得が少ない」などの理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、申請が承認されれば、保険料の全額または一部が免除、もしくは納付猶予となる制度があります。保険料を未納のままにしておくと、将来、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受けられない場合があります。

■令和4年度免除申請の受付

時 7月1日(金)から

場 保険年金課国民年金係

対 7月～令和5年6月分の保険料

免除の割合とその対象となる所得基準額は下表のとおりです。原則、基準額を下回る必要があります。

免除制度	所得基準額(前年の所得)
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円
3/4免除	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
1/4免除	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

持 雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証の写し※失業による申請の場合のみ

注①免除制度を利用した場合、期間に応じて年金受取額が減額されます。

②本人、配偶者、世帯主それぞれの所得が基準額を下回ることが必要(※)です。

③免除された保険料は10年以内であれば、後から納付できます。(2年を過ぎると加算額あり)

④一部納付(免除)の承認を受けたとき、2年以内に一部保険料を納付しないと未納扱いとなります。

※基準額を超えていても、失業などの理由によって保険料が免除される場合があります。

■新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人へ

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減り国民年金保険料の納付が困難な場合は、臨時特例による申請ができます。詳しくは、保険年金課窓口または日本年金機構三島年金事務所にお問い合わせください。

問 保険年金課 ☎ 983・2606

問 日本年金機構三島年金事務所 ☎ 973・1166

情報

ご確認ください

8月から利用する介護保険負担割合証(りんどう色)を発送します

8月からの介護サービス(一部総合事業を含む)利用時の利用者負担割合を示した「介護保険負担割合証(りんどう色)」を、7月上旬ごろに発送します。

■送付対象者

- ・要介護(要支援)認定を受けている人
- ・三島市総合事業の事業対象者

■利用者負担割合

前年の所得に応じて1～3割となります。負担割合の判定方法は下表のとおりです。

被保険者本人の住民税課税状況	被保険者本人の合計所得金額	同世帯内の第1号被保険者(65歳以上)の年金収入+その他の合計所得金額	利用者負担割合
非課税者	—	—	1割
課税者	160万円未満	—	1割
	160万円以上	2人以上:346万円未満 本人のみ:280万円未満	1割
		2人以上:346万円以上 本人のみ:280万円以上	2割
	220万円以上	2人以上:463万円以上 本人のみ:340万円以上	3割

注①第2号被保険者(65歳未満)、または生活保護を受給している人は、一律1割負担となります。

②合計所得金額とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や扶養控除、医療費控除などの控除をする前の所得金額です。

③土地売却などの特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得の特別控除額を控除した金額を用います。

④合計所得金額に給与所得または公的年金などにかかる所得が含まれている場合は、その合計額から10万円を控除した金額を用います。

問 介護保険課 ☎ 983・2607